

(仮称) 小平町風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査は希少猛禽類について2024年1月～調査を開始しており、当該地域の希少猛禽類の生息状況を早期に把握するため、事業実施想定区域及びその周辺を対象とした目視観察調査を実施しております。
1-2	-	図書の公表	1次	①貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表期間は、縦覧期間及び縦覧期間終了日翌日の12時までの公表となっております。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 ②意見書の提出期限を7月1日とした一方、配慮書の電子での閲覧可能期間を7月2日12時までとされた理由についてご教示ください。	①アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。なお、住民から要望があった際に図書の貸し出しを行った実績はございます。住民との相互理解促進のため、住民からのご要望やご意見を確認した上で対応について検討いたします。 ②WEBサイト制作会社の都合に合わせ、深夜帯の対応が不可だった為、対応可能な時間である7月2日12時としました。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	住民との相互理解のため、環境影響評価手続きに限らず、事業検討段階の各段階に、関係自治体、地元の環境保全団体等との協議、及び住民への事業説明等を適宜実施し、懸念や不安等の払拭に努め、相互理解を促進して参ります。今後も適宜自主的に説明を行っていく予定で、引き続き密にコミュニケーションをとりながら検討を進めていきます。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	第1節 第一種事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。	風力発電等の再生可能エネルギー関連事業については、CO2排出の削減等を通じたカーボンニュートラルへの貢献が大きい取組みではありますが、ご指摘のとおり、ネイチャーポジティブに対する取組も推進していくべきものと考えております。具体的な取組については、環境省の推進する「令和6年度 ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再生可能エネルギー推進技術等の評価・実証事業」が先進事例になるものと考えており、このような実証事業を参考として、事業とネイチャーポジティブとのシナジーを最大化しつつ、発生するトレードオフを技術的政策により解消していく考えです。
2-2	11	⑤生活環境の保全上留意が必要な地域 他2.2.6第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	1次	ヤード造成等で緑化を実施するものと思料しますが、その手法は、方法書でお示しいただけるでしょうか。また緑化については、在来生種を用いた復元緑化をすることが望ましいと考えられるため、日本緑化学会が提言している「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023」等 (https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf) を参考に検討していただきたいと考えますが、事業者の見解を伺います。	ヤード造成、造成後の緑化等の工事の詳細については現在検討中であり、方法書以降の手続きにて参考とする文献含めお示しいたします。また、種の選定については「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023」等を参考に検討して参ります。
2-3	12	図2.2-3工事用資材等の主な搬出入経路	1次	搬出入経路については、「主要な走行ルート」として掲載されていることから、本図では東側からの搬出入経路が記載されておりますが、西側の区域（鬼泊川流域付近）に風力発電機を設置することとなった場合、花岡側の道路も使用する可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。	御指摘のとおり、主要な走行ルートとしては事業実施想定区域東側からのアクセスを想定しておりますが、資材運搬等の車両の一部が西側からアクセスする可能性もございます。詳細については今後の輸送路調査等を踏まえ、方法書以降の手続きにおいてお示しいたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	13~15	2.2.8その他の事項	1次	<p>①事業実施想定区域の設定にあたり、「⑤生活環境の保全上留意が必要な地域」の情報をどのように活用したのかをご教示ください。なお、活用されていない場合は、その旨をご回答願います。</p> <p>②風力発電機の設置が想定される範囲は、配慮の特に必要な施設及び住居などから1kmの離隔が確保できるようにしたとのことですが、根拠としている資料の当時より風力発電機が大型化していることを踏まえ、さらに離隔を取る必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>③住居等と住宅等の記載が混在していますが、使い分け等が有ればご教示ください。なければどちらかに統一してください。</p> <p>④「事業実施想定区域内には保安林（いずれも土砂流出防備保安林）、土砂災害警戒区域が存在することから、今後事業計画の検討過程において、必要に応じて関係機関と協議を行い」とありますが、必要に応じてではなく、少なくとも協議の必要性に関する関係機関への確認は必須なものではないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>⑤事業実施想定区域中部に土砂流出防備保安林が存在しますが、本区域を回避しなかった理由をご教示ください。</p> <p>⑥土砂災害警戒区域と一部重複しておりますが、除外することができなかった理由についてご教示ください。</p>	<p>①「⑤生活環境の保全上留意が必要な地域」については、留意が必要な施設及び住居等が分布する地域の情報を整理し、当該地域から1.0km以上の離隔を確保できるよう風力発電機の設置が想定される範囲（尾根線）の絞り込みを行っております。この範囲（尾根線）への風力発電機の設置や資材の搬出入ルートとして改変の生じる可能性のあるエリアを考慮する際に活用し、事業実施想定区域を設定いたしました。なお、本事業に伴い改変の生じる可能性のあるエリアについては、今後の現地測量等により絞り込みを行うことから、詳細は方法書以降の手続きにてお示しいたします。</p> <p>②御指摘のとおり、風車の大型化に伴い確保すべき離隔もより大きくなる可能性もございますが、詳細は採用する風力発電設備の騒音諸元や今後の現地調査結果を考慮した予測、評価の結果を踏まえ、適切な離隔を確保する考えです。</p> <p>③御指摘のとおり、方法書以降の図書で住居等で統一致します。</p> <p>④御指摘のとおり、保安林の所在は関係機関に確認しており、その情報を基に今後の事業区域の絞り込みを検討してまいります。また、やむを得ない理由により保安林の使用の可能性がある場合は、関係機関と十分に協議を行ってまいります。</p> <p>⑤配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあることから、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため、保安林、土砂災害警戒区域が含まれております。今後の方法書以降の手続きにおいては、事業計画の具体化に合わせて区域の絞り込みを行うことで影響の回避を図るとともに、やむを得ずこれらの箇所の変更が必要な場合は、関係機関と十分な協議を行った上で適切な措置を講じる方針です。</p> <p>⑥上記⑤の回答と同様に、配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項があることから、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため、当該エリアが含まれておりますが、今後の方法書以降の手続きにおいて区域の絞り込みを行うことで影響の回避を図るとともに、やむを得ずこれらの箇所の変更が必要な場合は、関係機関と十分な協議を行った上で適切な措置を講じる方針です。</p>
2-5	27	(3) 事業実施想定区域の周辺における風力発電の既設事業及び新規事業計画	1次	<p>①本文に「既設事業及び新規事業計画」とありますが、把握されている新規事業計画はないと考えてよろしいでしょうか。環境アセスメントデータベースの既設の風力発電所位置は出典に記載がありますが、計画中の風力発電所について、調査していなければ確認し、図表の修正が必要であれば修正してください。</p> <p>②既存風力発電施設について、風車位置ではなく発電所位置を把握するのみで良いとした理由をご教示ください。</p>	<p>①既存資料を基に調査した結果、記載のない新規事業計画は確認しておりませんが、新たに確認した場合は方法書以降の図書において修正いたします。</p> <p>②既存の風力発電施設については広域の図面でお示ししたため発電所の概略的な位置のみ記載しておりましたが、方法書以降の手続きにおいて詳細な位置をお示しいたします。</p>

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	38	図3.1-4 主要な河川の状態	1次	<p>①図中の橙色の枠がある河川及び河川名は二級河川を示しているとのことですが、橙色の枠が見当たりません。図を修正するか、図内に二級河川がないのであれば、注釈を修正してください。</p> <p>②橙色の枠がない河川はどのような分類がされている河川であるか、ご教示ください。</p>	<p>①御指摘のとおり、不要な注釈が残っておりましてので、方法書において修正いたします。</p> <p>②二級河川以外には、一級河川、細河川の分類がございます。</p>
3-2	42	表3.1-5事業実施想定区域及びその周辺の重要な地形	1次	<p>出典に『『北海道自然環境保全指針』（平成元年7月、北海道環境保全局環境政策課）』とありますが、当該指針をどのように確認されたのかをご教示ください。</p>	<p>出典の確認について、北海道ホームページ「環境保全局関連の計画・指針・マニュアル等（環境政策課）」に掲載される指針を確認（閲覧）いたしました。なお、出典の表記に一部誤りがありましたので、方法書にて修正致します。</p>
3-3	45	図3.1-8地すべり地形分布図	1次	<p>地すべり地形の区域分布が示されておりますが、風力発電機の設置予定位置の検討においては、当該区域を除くことを前提とした検討が行われる予定か、ご教示ください。</p>	<p>風力発電設備の設置位置については、地すべり地形が分布する範囲を除いて検討し、当該区域と風力発電設備の設置位置が重複する場合には、詳細な地盤測量等を踏まえ、地すべりリスクの高い範囲の直接改変を避ける等、検討を進めてまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-4	47	3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	1次	それぞれの分類群について、文献等の調査範囲をご教示ください。	文献等の調査範囲は小平町、留萌市に係るデータを収集しております。図面やメッシュなどで広く情報が示される文献については、事業実施想定区域を含むメッシュ、及びそのメッシュに隣接するメッシュの情報を整理しております。
3-5	51	図3.1-11(3) コウモリ分布	1次	ヒメホオヒゲコウモリの分布情報のほか、ハイリスク種であるヒナコウモリの分布が事業実施想定区域北部で確認されていますが、この情報を受け、今後どのように生息状況を把握していくのか、事業者の方針を伺います。	御指摘のとおり、今後の調査にあたっては、ヒナコウモリのように高空を飛行するハイリスク種の出現状況を把握できるよう、風況観測塔へバットデテクター（フルスペクトラム方式）を取り付ける等、適切な調査手法を選定いたします。
3-6	94～95	表3.1-21	1次	人と自然との触れ合いの活動の場の選定にあたり、関係市町村や関係団体にヒアリングは実施しているでしょうか。している場合はその概要を、していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。	小平町役場及び留萌市役所へヒアリングを実施しておりますが、既存資料により選定された場所以外に、追加の情報等はございませんでした。
3-7	59	図3.1-18(1) センシティブティマップ（注意喚起メッシュ及び重要種）	1次	①環境アセスメントデータベース（EADAS）センシティブティマップにおいて、オジロフシ及びオオワシの生息により注意喚起メッシュBとなっているほか、海フシ類、ハクチョウ類、マガン、オオヒシクイの渡り経路やノスリの渡り経路（秋季）と重複しており、風力発電機の設置による影響が懸念されますが、本種の行動範囲を踏まえ、今後どのように対応し、影響の回避・低減を図っていく予定か、事業者の見解をご教示ください。 ②また、区域の選定にあたって、メッシュから外れる面積が増えるよう、内陸側に区域を寄せることは難しかったのでしょうか。当該区域を事業実施想定区域とした理由について、鳥類への影響回避の観点からご教示ください。	①今後の対応につきましては、有識者の御意見等を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施し、ねぐらや餌場等の利用範囲やその間の移動ルート、繁殖への影響等を把握した上で、事業区域の絞り込みや風力発電設備の配置検討等を含む適切な保全措置を講じることで影響の回避・低減を図る考えです。 ②区域の設定にあたっては、鳥類を含む自然環境への影響のほか、風況、工事用資材等の搬入経路、住宅の分布等の要素を考慮し設定しております。また、内陸側のメッシュについては「情報なし」となっておりますが、隣接するメッシュと同様に希少な猛禽類の生息等の可能性があるものと考えております。そのため、今後の事業区域の絞り込みにあたっては、準備書段階における現地調査結果を踏まえ、適切な予測及び評価を実施し、鳥類への影響を可能な限り回避又は低減できるよう設定いたします。
3-8	79	図3.1-25 重要な植物群落位置図	1次	①事業実施想定区域の一部に植生自然度9及び10の区域が存在していますが、これらの区域に対し、今後どのように対応し、影響の回避・低減を図っていく予定か、事業者の見解をご教示ください。 ②方法書以降に実施する植生調査等において、植生自然度8の範囲が確認された場合に、どのような対応を想定されているかをご教示ください。なお、植生自然度8については、将来的には自然植生に戻ると想定されるものであることを踏まえ、ご回答ください。	①植生自然度9及び10に該当する区域については、今後の準備書段階における現地調査によりその分布状況を把握した上で、影響の回避又は低減に努めてまいります。 ②今後の植生調査等により植生自然度8に該当する範囲が確認された場合には、有識者等の助言を踏まえた上で、直接改変を回避する等、適切な保全措置を検討してまいります。
3-9	91 96	図3.1-32 主要な眺望点の状況 図3.1-34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	91ページの主要な眺望点にて「おにしかツインピーチ」が選定され、96ページの人と自然との触れ合いの活動の場では「ゴールデンピーチるもい」が選定されていますが、同じ海水浴場であるにも関わらず、それぞれ景観（人と自然との触れ合いの活動の場）にのみ選定されています。利用の特性を考えると、両方の項目に反映する必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。	御指摘のとおり、それぞれの利用特性を考慮して両方の項目に反映したものを、方法書において修正いたします。
3-10	103	(1) 河川及び湖沼の利用	1次	①水道水源としておびらしべ湖等を確認されたとしていますが、当該確認をした事業実施想定区域周辺とは、どの図で示された範囲であるかをご教示ください。また、おびらしべ湖は、図3.2-4の図郭外と考えてよろしいでしょうか。 ②小平浄水場の集水域に関する記載がありますが、原水の取水地点及びその集水域をどのように確認されたのかをご教示ください。また、小平町に確認されていない場合には、原水の取水地点及びその集水域と判断された範囲の妥当性について、事業者の見解をご教示ください。 ③事業実施想定区域の設定にあたって、小平町の水道所管部局、農業団体及び漁業団体とは調整が行われたものかをご教示ください。	①御指摘のとおり、おびらしべ湖は図3.2-4の図郭外です。水道水源の確認範囲は、縮尺1/100,000の範囲で整理しておりますが、文章中に記載のあったおびらしべ湖が図中に含まれていないことから、方法書においておびらしべ湖の位置を示すよう更新いたします。 ②原水の取水地点については小平町役場へのヒアリングにより確認しております。また、集水域については国土数値情報により確認しております。 ③事業実施想定区域は改変の可能性のあるエリアを広く設定している為、左記の機関等とは協議は実施しておりませんが、農業団体へは事業計画概要の説明は実施しており、特段コメントはありませんでした。なお、今後の環境調査及び許可などの状況に応じて協議を行う予定です。
3-11	103	3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	小平町では、飲用としての地下水水井戸は現時点で37件確認されているとのことですが、当該地点は事業実施想定区域内または周辺にありますでしょうか。また、区域内または周辺にある場合はどのような対応を想定しているのか、現時点での想定をご教示ください。	左記の内容について、小平町役場へのヒアリングにより飲用の地下水水井戸が事業実施想定区域内にないことは確認しております。周辺の位置に関しては、個人情報を含むことから、情報を共有いたいたしていませんが、今後、事業区域の絞り込み等を行うにあたって改めて情報を確認し、方法書における記載内容を更新致します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-12	108	表3.2-8 環境の保全について特に配慮が必要な施設（環境保全配慮施設）	1次	出典として、小平町ホームページ（学校所在一覧、暮らし（各種施設））がありますが、留萌市ホームページにより同様の情報を確認されなかったのでしょうか。事業実施想定区域周辺の範囲をどのように設定したのか、また、設定した範囲を対象に十分な情報が得られる調査をされたのかについて、事業者の見解をご教示ください。	事業実施想定区域周辺の範囲については縮尺1/100,000の範囲を基本とし、環境特性に応じてその範囲を拡縮して整理しております。留萌市内については、ホームページを含め既存資料調査を実施しておりますが、事業実施想定区域周辺（1/100,000の範囲内）には配慮が特に必要な施設は確認されていません。
3-13	111 112	表3.2-11 産業廃棄物処理施設の様態 図3.2-7 廃棄物施設の様態	1次	平成24年度のデータについて記載されていますが、直近のデータを把握する必要性について事業者の見解をご教示ください。	配慮書段階で最新情報との整合を図る必要がございましたが、出典に用いた国土数値情報が古いものであったため、方法書において適切に情報を更新いたします。
3-14	146	表3.2-37(1) 関係法令等による指定及び規制の様態	1次	環境基本法（騒音類型指定）、騒音規制法、振動規制法及び水質汚濁防止法について、それぞれ周辺地域を「○」と判断された理由をご教示ください。	環境基本法については、図3.2-3に示す用途地域の指定状況を踏まえ、表3.2-14に示す環境基本法に基づく地域の類型指定の様態と照らし合わせて判断しております。 騒音規制法、振動規制法については、北海道ホームページの「騒音・振動・悪臭規制地域マップ」に示される規制地域の範囲により判断しております。なお、本編124頁において『事業実施想定区域及びその周辺は、「振動規制法」の規制地域には指定されていない。』という記載しておりましたが、誤記であり、周辺には当該規制地域が存在するため、方法書にて修正いたします。 水質汚濁防止法については、北海道留萌振興局保健環境部環境生活課へヒアリングを実施し、周辺に存在する水質汚濁防止法の届出事業場は、小平町で4件、留萌市で2件該当する施設が確認されております。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	151	表4.2-1(1) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法	1次	騒音及び超低周波音に係る予測方法について、事業実施想定区域内の主要な尾根線（P25）との位置関係を整理することしなかった理由をご教示ください。また、他の項目も含め、事業実施想定区域内の主要な尾根線を示したことが、配慮書段階での予測及び評価にどのような意味を持つのかをご教示ください。	配慮書段階の予測においては重大な影響の可能性を把握するために行っており、より重大な影響の可能性が見込まれる対象事業実施区域との位置関係を基本として整理しております。 他の項目も含め、予測及び評価において主要な尾根線に特段の意味を持たせておりません。なお、景観については主要な眺望景観の変化の程度を把握するために風力発電機を仮配置する範囲の参考として、主要な尾根線を配慮書中に示しておりますが、予測条件として用いた以外に特段意味はございません。
4-2	155	(3) 予測地域	1次	「風車騒音により環境影響を受けるおそれがある地域は、一般的に風車から半径1km程度が目安とされている」とのことですが、出典には全く同様の記載があるということでしょうか。出典において、具体的にどのように記載されているのかをお示しいただき、騒音及び超低周波音に共通する目安なのかをご教示ください。また、出典において騒音のみが対象とされている場合、超低周波音について1kmの範囲を目安とすることが妥当であることを示す根拠をご教示ください。	当該出典では「風車騒音により人の生活環境に影響を与えるおそれがある地域」について、「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日 通商産業省令第54号）」に記載される「発電所一般において環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内としている。」が引用されております。この引用元の記載では風力発電事業以外の発電所事業を含む内容であり、風力発電所における風車騒音影響は風力発電設備から生じるものであることから、配慮書へ記載した左記の記載内容と出典における記載に齟齬は生じないものと考えております。 なお、当該文献では超低周波音については影響を受けるおそれのある地域を設定しておらず、参考として騒音と同様の範囲を予測地域としております。
4-3	160	(4) 予測結果	1次	事業実施想定区域（外周）から1.6km（ローター直径の約10倍）の範囲内に住宅等が505戸あるとのことですが、p.25に示される風力発電機の設置が想定される尾根線の範囲から1.6kmの範囲内には住宅は何戸あるのかをご教示ください。	主要な尾根線から1.6kmの範囲内には、住宅等の建物は66戸確認されております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-4	173	表4.3.3-5 (1) 専門家等へのヒアリング結果	1次	①「海岸線から2km以内はオジロワシが飛翔ルートとして利用する可能性が高いため、事業実施想定区域の絞り込みには十分留意すること」とありますが、現在の事業実施想定区域は海岸線から何kmに位置するのか、また、方法書段階で2km以上の離隔が取られるよう区域を絞り込む予定としているのか、事業者の見解をご教示ください。 ②オオヒシクイについて、「飛翔高度を上げるにはある程度の距離が必要」とありますが、これはどの場所から飛翔した場合の意見なのでしょうか。 ③専門家から「タワー下部等に目玉模様を添付する等の彩色の検討をする」といいますが、この意見を受けておりますが、どのような彩色を検討されておりますでしょうか。現時点での考えをご教示ください。 ④本表の専門家(団体)の専門分野は鳥類と記載されていますが、コウモリ類についても専門知識を有する団体なのでしょうか。	①事業実施想定区域の外周から海岸線まで最短で約0.9kmです。今後の方法書段階における区域の絞り込みには、海岸線から2km以上の離隔を確保できるよう検討いたします。 ②オオヒシクイが降りると考えられる湖面や田畑等から飛翔した場合を想定しております。なお、事業実施想定区域周辺には田畑が広く存在するものの、有識者等から当該地域においてオオヒシクイが利用している、する可能性がある等の情報は得られていないことから、今後の有識者ヒアリングや現地調査において確認いたします。 ③現時点では具体的な彩色などを検討していないため、準備書段階における現地調査の結果や有識者の御意見、最新の知見、景観への配慮を踏まえて検討いたします。 ④コウモリ類は専門分野ではないものの、風力発電事業に関して豊富な知識等を有しており、参考にすべき御意見であるものと考えております。
4-5	175	表4.3.3-6 専門家等へのヒアリング結果	1次	専門家ヒアリングにおいて「小平薬川の流域には、オジロワシ2ペアの繁殖情報がある。そのうち、1ペアの行動圏には、事業地が含まれる可能性が高い。」との情報が得られておりますが、こちらの意見を受けて、どのように調査方法に反映するのか、現時点での想定をご教示ください。	有識者等の助言を踏まえ、小平薬川流域の希少猛禽類の飛翔状況の確認を十分に把握できるよう、また、餌場となる海岸線等へのアクセス経路の飛翔状況を把握できるよう、調査時期及び調査地点配置に反映する考えです。
4-6	190	表4.3.4-6(1) 専門家等へのヒアリング結果	1次	事業実施想定区域北東部のエゾイタヤ-ミズナラ群落や区域北西部のヤナギ高木群落は、この地域では重要な植生と考えられるとし、事業者の対応として「可能な限り回避又は低減できるよう、早期に事業計画へ反映」とありますが、具体的にはどの段階で事業計画に反映する予定か、事業者の見解をご教示ください。	今後の方法書以降の手続きにおいて、有識者等の助言を踏まえた上で適切な現地調査を実施し、植生の詳細な位置等を把握できた段階で事業計画へ反映する考えです。具体的な段階の予定はございませんが、当該範囲の変更を避けられるよう、優先順位を高いものとして取り扱う考えです。
4-7	210	(2) 評価結果	1次	①事業実施想定区域及びその周辺の樹林等による遮蔽により、景観変化の程度は予測結果よりも低減されるものと想定していますが、望洋台スキー場や寧楽神社等、圧迫感を受けるような垂直視野角の眺望点でも、樹林等での遮蔽のみで影響を低減できるのでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②必要に応じて風力発電機の配置や基数、風車の塗色等を考慮することですが、具体的にはどの程度の影響の大きさとなった場合に考慮されるのか、現段階の想定で構いませんので、垂直視野角を用いて具体的に説明願います。	①樹木等による遮蔽が生じることにより、予測結果よりも影響が低減されるものと考えておりますが、この遮蔽のみで影響を十分に低減できるものとは考えておりません。詳細な予測結果及びそれに対する影響の低減については、準備書以降の調査、予測、評価の結果を踏まえて検討する方針です。 ②垂直視覚については各個人の感覚により差異が生じるため、今後、準備書以降の調査及び予測の結果に基づき、関係地方公共団体や管理者等へヒアリングを行い、その結果を踏まえて適切な環境保全措置等を検討してまいります。
4-8	216	表4.4-1 (1) 計画段階配慮事項の評価結果及び今後の環境配慮の方向性	1次	騒音及び超低周波音に係る今後の環境配慮の方向性について、風力発電機の配置等を検討するとされていますが、「等」として想定される内容をお示しくさい。	風力発電設備の配置変更、基数削減のほか、一定風向・一定風速以上の場合の運転規制を検討いたします。また配慮策を講じてもおお騒音被害が確認された場合は、対象民家への防音対策工事が考えられると思っております。

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		